

「令和 7 年 京丹波町文化賞」表彰推薦要項

1 趣 旨

京丹波町の文化の振興と発展を図ることを目的に、文化の向上発展に寄与し、特に顕著な功績をあげた者若しくは団体を表彰する。

2 文化の定義

文化とは学術（自然科学、人文科学）、芸術（文芸、美術、音楽、舞踊、演劇、書道、写真、工芸、建築等）及び教育（学校教育、社会教育。ただしスポーツは除く。）をいう（詳細は、別添「第 2 条関係“文化”の定義」を参照のこと）。

3 表彰の区分及び推薦の基準

表彰の区分及び被表彰者・団体に係る推薦の基準は、次のとおりとする（詳細は、別添「第 4 条関係対象者等」を参照のこと）。

表彰の種類	表彰の基準（いずれか一つに該当すること）
1 文化賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる全国規模の展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受けた個人又は団体 (2) 学術、芸術若しくは教育にかかる業績が、町の文化の向上と発展に貢献し、その功績が顕著である個人又は団体
2 文化功労賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる全国規模の展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受けた個人若しくは団体の指導及び育成に努めた指導者又は育成団体 (2) 学術、芸術若しくは教育について、概ね 15 年以上にわたり個人若しくは団体の指導及び育成に努め、その功績が顕著である指導者又は育成団体 (3) 学術、芸術若しくは教育について、概ね 15 年以上にわたり取り組んだ業績が、町の文化の向上と発展に貢献し、その功績が顕著である団体
3 文化精励賞	学術、芸術若しくは教育について、概ね 15 年以上にわたり取り組んだ業績が、町の文化の向上と発展に貢献し、他の者の模範となった個人
4 文化奨励賞	(1) 学術、芸術若しくは教育にかかる京都府若しくは近畿圏規模の展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受けた個人又は団体 (2) 学術、芸術若しくは教育にかかる業績が、町の文化の向上と発展に貢献し、その功績が優れたものである個人又は団体
5 輝き賞	学術、芸術若しくは教育にかかる京都府若しくは近畿圏規模の展覧会、発表会等において、特に優れた評価を受けた、若しくは同等の成果をあげた幼児、児童又は生徒若しくは学校

- 4 被表彰者は、次に掲げるいずれかの者とする。
 - (1) 京丹波町内に在住する者
 - (2) 京丹波町内に所在する事業所若しくは、学校に勤務又は在学する者
 - (3) 京丹波町内に所在する文化活動団体等
- 5 対象期間は、令和7年1月1日から令和7年12月31日まで。
- 6 「3 表彰の区分及び推薦の基準」のいずれかに該当し、表彰することが適当と認められる者があるときは、関係機関、関係団体又は学校の長が、教育委員会に推薦することができる。
- 7 被表彰者・団体の推薦は、別紙様式の表彰推薦書により行うこと。なお、添付の参考資料については、受賞関係書類の写し、作品の写真等具体的なものが望ましい。
- 8 表彰推薦調書は、令和8年1月16日（金）までに、教育委員会に提出すること。
ただし、推薦内容が確定している場合は、速やかに推薦調書を提出すること。
- 9 被表彰者・団体は、京丹波町文化賞選考委員会で審査し、教育委員会が決定する。